

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 建築局建築指導課 担当者 室伏 電話 671-4539
------	------	-----	---

設 計 書

1 委託名 管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託

2 履行場所 建築局建築指導課及び受託者社内

3 履行期間 期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
又は期限 期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分、 場所)

7 委託概要 市民から相談の寄せられた空家等の所有者等に対し、関係部署と連携し迅速かつ効率的に指導等を行うために、空家等に関する情報(所在地、所有者、空家等の状態等)や指導状況(相談者、所有者、関係部署とのやりとり等)等の多元的かつ大量の情報を一元管理するシステムを構築する。

また、年度内における構築終了後の運用保守業務についても併せて委託する。

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概数数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳 書

管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託

業務内容		数量 (概算数量)	単位	単価 (円)	金額 (円) (概算金額)	摘要
1 システム構築業務		1	式			
2 運用保守業務		1	式			
業務価格	小計					
消費税及び地方消費税相当額						
委託代金額	合計					

横浜市建築局

科目内訳

管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託

業務内容	数量 (概算数量)	単位	単価 (円)	金額 (円) (概算金額)	摘要
1 システム構築業務					
(1)要件定義		人月			
(2)基本設計、詳細設計、 クラウドサービス設定、 システム開発		人月			
(3)システムテスト、運用 テスト支援		人月			
(4)マニュアル等の整備		人月			
(5)データ移行		人月			
諸経費	1	式			
計	1	式			

横浜市建築局

科 目 内 訳

管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託

業務内容	数量 (概算数量)	単位	単価 (円)	金額 (円) (概算金額)	摘要
2 運用保守業務					
(1) システム利用料、運用保守対応					
(2) LGWAN接続サービス					
(3) クラウドサービス利用料					
諸経費は各科目に含みます。					
計	1	式			

横浜市建築局

管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム
構築及び運用・保守業務委託
仕様書

令和2年度

横浜市 建築局
建築指導課

目次

1 委託名称	3
2 委託業務の目的	3
3 履行期間	3
4 履行場所	4
5 システム構築業務の範囲	4
6 機能要件	6
7 性能要件	6
8 システム構築要件	8
9 運用・保守業務の範囲	11
10 運用・保守業務要件	11
11 納品物件	12
12 特記事項	13
13 適用文書	14

別添資料

- 1 機能要件
- 2 業務フロー
- 3 委託契約約款
- 4 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- 5 個人情報取扱特記事項
- 6 Web アプリケーションの作成基準
- 7 Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト

1 委託名称

管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託

2 委託業務の目的

本市の管理不全な空家等は6,400戸（総務省「平成30年住宅・土地統計調査」より）あり、市民から寄せられる相談は年間約750件を超え、増加傾向にある。相談の内容は建物の老朽化だけでなく、火災・防犯・ごみ・衛生害虫・樹木繁茂等、多岐に渡るため、各区担当部署（全18区×5部署）及びとりまとめ局（6課）（以下、「関係部署」という）が適宜連携し、改善指導等を行っている。

このため、相談が寄せられた空家等に関する情報（所在地、所有者、空家等の状態等）や指導状況（相談者、所有者、関係部署とのやりとり等）等の多元的かつ大量の情報を一元管理する必要がある。そこで関係部署と連携し迅速な指導かつ効率的な運用を図るため、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム（以下、「本システム」という）」を構築する。

また、令和3年2月1日から本運用開始とし、履行期間末日までの運用保守業務についても併せて委託する。

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

なお、履行の工程及び構築スケジュールについては表1のとおりとする。

表1：履行の工程及び構築スケジュール

	令和2年									令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要件定義					任意							
基本設計												
詳細設計												
クラウドサービス設定												
システム開発												
システムテスト												
マニュアル等の整備												
データ移行フォーマットの作成												
運用テスト									12/1~			
試験運用										1/1~		
本運用											2/1~	
参考：移行データ作成作業								10/1~				

移行データ作成のためのフォーマット作成は、令和2年9月末日までに行う。本市にて入力したデータを、運用テスト開始時又は試験運用開始時に本システムに取り込むこと。

本市による運用テストは令和2年12月1日から実施可能とすること。また、運用テスト期間は1ヶ月設けること。

試験運用は、令和3年1月1日から令和3年1月末日までとする。

本運用は令和3年2月1日からとする。

また、上記以外の工程については、受託者が任意でスケジュールを設定して構わないが、本市による各成果物のレビュー期間、受託者による修正期間及び本市による再レビュー期間等を考慮すること。

受託者が本市に要件のヒアリングをする際や成果物及び中間成果物等のレビューを依頼する際は、プロトタイプシステムやモックアップを本市に提供するなど、本市と受託者で当該工程及びその後の工程の成果物のイメージの認識齟齬が起きにくいように考慮すること。

なお、スケジュールについては、プロジェクト計画書作成時に各々の工程のマイルストーンを定め、原則としてリスケジュールが無いようにプロジェクトを運営すること。

4 履行場所

建築局建築指導課及び受託者社内

5 システム構築業務の範囲

本委託では以下の業務を行うこととする。

(1) 要件定義

受託者は、本仕様書及び本市職員へのヒアリング等の内容に基づき要件定義を行い、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム要件定義書」を作成すること。

(2) 基本設計

受託者は、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム要件定義書」等の内容に基づき基本設計を行い、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム基本設計書」を作成すること。

(3) 詳細設計

受託者は、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム基本設計書」等の内容に基づき詳細設計を行い、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム詳細設計書」を作成すること。

(4) クラウドサービス設定

本システムの構築は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するネットワークである LGWAN 上におけるクラウドサービス（LGWAN ASP）、または LGWAN に接続したクラウドサービス事業者が提供するサービスでの構築を想定する。

なお、必要に応じて、その設定のデザインシート、ネットワーク、バックアップ設定、運用管理基盤設定等の各申請書等、横浜市行政情報ネットワーク所管部署、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、クラウドサービス事業者等へ提出する各種書類を作成すること。

(5) システム開発

受託者は、「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム詳細設計書」等の内容に基づき、システム開発を行うこと。

また、受託者は、プログラムの単体テスト及び結合テスト等を実施し、システム開発における品質を保証すること。

(6) システムテスト

受託者は、システムテストを実施する前に、システムテストの内容について本市の承認を得ること。承認後、システムテストを実施し、問題なく本システムが稼動することを検証すること。

また、受託者は、テスト内容、結果及び不具合処置事項等について「システムテスト仕様書兼成績書」にて報告すること。

なお、本工程において本市が検証を必要とする事項がある場合、受託者は、検証のための支援をす

ること。

(7) 運用テスト支援

システムテスト終了後、本市(数名～10名程度)にて運用テストを実施する。受託者は、本市が想定する運用ケース(正常ケース及び異常ケース)を本市にヒアリングし、運用テスト仕様書案を作成すること。

また、受託者はテストデータの投入や環境設定など、運用テストの実施にあたり必要な作業を実施すること。

(8) マニュアル等の整備

受託者は、本システムについて、次のマニュアルを作成すること。

ア 本市システム管理担当者向けの「管理操作マニュアル」

イ それ以外のユーザ(本市職員)向けの「簡易操作マニュアル」

各マニュアルについては、業務の流れ図を含むこと。

なお、マニュアルを作成する前に、マニュアルの目次構成、表現や説明の手法、ページ規模などの骨格について、本市へ事前に説明し、本市の承認を得ること。

本市では、ユーザーに対して本システムの操作研修を行うことは想定していないため、ア及びイのマニュアルについては、高度な ICT 知識を有する者でなくても容易に理解できるマニュアルとすること。

(9) 試験運用

受託者は、試験運用期間中、本運用を想定した運用体制を取り、本市からの問合せ対応、不具合対応及び脆弱性対応等を行うこと。

また、試験運用期間中に(8)のマニュアルの妥当性について検証し、必要に応じて改版すること。

更に、試験運用期間中の対応内容を「試験運用報告書」に記載し、提出すること。

なお、試験運用報告書の報告対象期間については、契約締結後に本市と受託者で協議する。

(10) プロジェクト管理

ア プロジェクト計画

受託者は、本契約締結後2週間以内に「プロジェクト計画書」を作成し、本市にその内容を説明し、承認を得た上でプロジェクトを推進すること。

プロジェクト計画書の記載内容は次のとおりとする。

(ア) 受託業務の目的、受託業務内容

(イ) WBS(作業分解図)

※受託者は、各工程における成果物レビュー及びテスト等に係る本市の想定工数も提示する

こと。

- (ウ) 成果物一覧
- (エ) マスタスケジュール
- (オ) 体制図(連絡先含む)
- (カ) 本市と受託者の役割分担表
- (キ) 会議体計画
- (ク) 課題及び進捗管理方法
- (ケ) リスク管理方法
- (コ) 品質管理方法
- (サ) 構成管理方法
- (シ) セキュリティ対応方針
- (ス) スコープ変更ルール
- (セ) プロジェクト管理規約

次のイのプロジェクト運営におけるプロジェクト管理状況の報告頻度及び報告書の内容・形式の規定も含む。

イ プロジェクト運営

本市がプロジェクト管理に関して、指定もしくは業務上必要とする書類を提出することを受託者に求めた場合は、受託者は適宜その資料を提出すること。

また、受託者は、「プロジェクト管理報告書」を作成し、定例会等においてプロジェクトの管理状況について報告するものとする。

ウ プロジェクト成果報告

受託者は、本委託業務の成果をまとめ、「プロジェクト成果報告書」を提出すること。

エ その他本システム開発に必要な事項

定例会の資料作成など、その他本市が必要とすること。

(11) データ移行用フォーマットの作成及びデータ取込

受託者は、移行データ作成に必要なフォーマットを作成し、提出すること。また、本市にて作成したデータを、本システムに取り込むこと。

6 機能要件

本市が想定している本システムに必要な機能は別添1「機能要件」であり、想定している本システム導入後の業務フローは別添2「業務フロー」のとおりである。

7 性能要件

(1) システムの利用条件

ア システムの利用時間等

運用保守段階における本システムの利用時間は表2のとおり想定している。

表2：運用保守段階における本システムの利用時間

項番	種別	時間	説明
(ア)	本システムのオンライン必須時間	平日8時30分から17時15分まで ※(ウ)の時間を除く	本市のユーザーが主に本システムを操作する時間とする
(イ)	本システムのメンテナンス時間	随時 ※事前に本市と調整した必要最小限の時間とし、原則として平日8時30分から17時15分の間とする。	OS及びミドルウェア等のソフトウェアのアップデート並びに本市が依頼した本システムの改修等。
(ウ)	その他の時間	(ア)、(イ)を除く時間	本システムを稼働させることを想定しているが、稼働を必須とせず、稼働率の計算から除外して良い時間。

なお、上記表2の時間については、システムを稼働させる運用上の負荷等を鑑みて見直す場合がある。

イ システム稼働率

受託者は、運用保守段階において、本システムのオンライン必須時間内における本システムの稼働率を99.0%以上確保すること。稼働率は次の計算式で算出する。

$$\text{稼働率} = B \div A \times 100$$

A…運用保守契約の履行期間の各日における、本システムのオンライン必須時間の和

B…Aの内、本システムが利用可能だった時間

なお、稼働率は小数点以下第二位まで計算し、四捨五入して小数点以下第一位までの値とする。

Bにおける「利用可能だった時間」とは、ユーザーが入力及びボタン押下などの操作を行うことが可能であり、正常な処理状態が確保されていた時間を意味する。

(例：検索中など、正常な処理における応答待ち状態はBに含むが、本システムに何らかの異常が起き、応答なし状態となった時間はBに含まない。)

(2) 処理能力要件

ア オンライン応答時間

オンライン処理の応答時間は、本市のユーザーが操作する画面についてはネットワーク遅延を除外して概ね5秒以内（ただし外部ファイル入出力処理については概ね30秒以内）とすること。

また、入力に対してサーバ側が処理を行っている間は、画面に処理中の表示をするなど、職員による再入力を防止する仕組を設けること。

イ 同時アクセス数

本市では、ユーザーアカウント数を 90 から最大 200 程度と想定しており、同時アクセスについては 20 セッション程度を想定している。受託者は、この同時アクセスの処理負荷に耐えうるシステムを構築すること。

アの応答時間もこの使用状況下での測定とする。

(3) 性能算定の参考値

本市で想定する性能算定の参考値として、本システムの管理対象の規模を表 3 に示す。なお、台帳の容量については年度毎に増加していくことが想定される。このため、あらかじめ性能確保の考慮をしておくこと。

表 3：性能算定の参考値（現在想定している本システムの管理対象の単年度の規模）

項番	種別	内容	規模感	備考
1	台帳	管理対象案件数	2400(件)	H27～H30 合計。累積的に増加。
2		本システムユーザー数	90(アカウント)	
3		本システムユーザーの内、全庁管理者	2(アカウント)	
4	アクセス 負荷	同時アクセス数	20(セッション)	

8 システム構築要件

(1) 開発工程モデル

本システムの開発工程モデルについては、本市ではウォーターフォール型を想定しているが、受託者が他のモデルを採用する場合はプロジェクト計画策定時に本市に説明を行い、承認を得ること。

ウォーターフォール型を採用する場合、要件定義、基本設計、詳細設計等の各工程における成果物はその工程内に本市に説明し、本市の承認が得られた後、次工程を開始すること。

(2) システム開発要件

本システムは既存のクライアント PC、ネットワーク環境を可能な限り利用するため、Web システム方式のシステムとして構築すること。

(3) クライアント PC 要件

ア クライアント PC におけるサポート OS

本システムでは、クライアント PC の利用環境として、以下の OS をサポート対象とすること。

また、本システムでは、同 OS にログオンするユーザーはローカルアカウントでもドメインユーザー(管理者権限無し)でも問題ないこと。

- ・ Microsoft Windows 8.1 Pro 64bit
- ・ Microsoft Windows 10 Pro 64bit

イ クライアント PC におけるサポートブラウザ

本システムでは、クライアント PC の利用環境として、以下に掲げる Web ブラウザのいずれかをサポート対象とすること。

- ・ Microsoft Internet Explorer 11.0
- ・ Google Chrome の最新リリース版

なお、クライアント PC では上記 Web ブラウザのモダン UI 版は使用できないが、互換モード及びエンタープライズモードは使用できる。

受託者は、なるべくクライアント PC の Web ブラウザの実装に依存しないような設計にするなど、動作確認及び改修にかかる期間及び費用が少なくなるように配慮すること。

ウ クライアント PC におけるサポートオフィスソフト

オフィスソフトを使用する場合、クライアント PC でサポートすべきオフィスソフトを参考として以下に記載する。

- ・ Microsoft Office 2013 シリーズ(32bit 版)
- ・ Microsoft Office 2016 シリーズ(32bit 版及び 64bit 版)

エ クライアント PC の要求性能

クライアント PC の CPU、メモリ、ハードディスクについては、システムを利用するために高い性能を必要としないこと。

参考として、以下のスペックのパソコンでもシステムを実用的に利用できること。

- ・ CPU : Intel Core i3-3110M 2.4GHz
- ・ OS : Microsoft Windows 8.1 Pro 64bit
- ・ メモリ : 4GB

なお、クライアント PC のディスプレイの解像度は、1024×768 ドット(XGA)を前提とし、システムを設計及び構築すること。

また、それ以上の解像度の場合でも、Web ブラウザのウィンドウの最大化やスクロール等に不都合がないようにし、不必要にウィンドウサイズを固定しないシステムとすること。

オ クライアント PC の設定

受託者は、クライアント PC にソフトウェアのインストールやプラグイン等の導入を不要とし、クライアント PC の OS や Web ブラウザがデフォルトの設定状態でも動作するよう、本システムを設計及び構築すること。

(4) セキュリティ要件

ア ソフトウェア等のアップデート及びウイルス対策

受託者は、サーバ等システム機器について、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びその更新プログラムを、即時性を考慮した上で適切なタイミングで更新すること。

イ Web サーバの脆弱性対策

受託者は、本システムを構築するにあたっては、「13 適用文書」の(5)に記載の脆弱性及びその他考えられる脆弱性に対する対策を取ること。

また、受託者はシステム構築後、対策が取れていることを書面にて報告すること。

さらに、履行期間内においては受託者が主体的に本システムの構成要素に係る脆弱性について情報収集し、同適用文書に記載されていない脆弱性についても、対応すべきと考えられるものについては対策を取ること。

(5) システムの可用性に関する要件

ア ログの取得

受託者は、本システムのログについて、ログイン・ログアウト情報をログとして取得すること。導入した各種アプリケーションの動作状況や残存リソースなど、運用保守上必要となる情報を取得できるように設計し構築すること。

なお、受託者は、ログについてデータ容量の管理に十分配慮し、本市または受託者が必要と判断した場合に、ログをバックアップ装置に退避できる仕組みを設計し、構築すること。

イ バックアップ及びリストア

受託者は、障害等に備えて、本システムの構築完了時や大幅改修前等にはイメージバックアップを取得すること。当該イメージバックアップについては、2世代分を保管することとする。

また、受託者は本システムの各台帳のバックアップを日次バッチ処理で取得するように設計し、自動で運用できるようにすること。

各台帳のバックアップデータは世代管理することとし、当日から起算し、遡って7日以内のいずれの日の状態にも戻すことができること。

なお、リストア手順は受託者運用マニュアルに含め、受託者は試験運用の開始までに実機で手順の妥当性を検証すること。

(6) システム開発環境等

ア 開発環境

開発環境については、受託者が用意・構築し、システム開発を行うこと。

イ テスト環境

テスト環境については、受託者が用意・構築し、単体及び結合テストを行うこと。

ウ 本番環境

システムテストや運用テストにおいては、ネットワークを活用した検証が必要であることから、システムの本番運用環境で実施すること。

(7) ドキュメント整備要件

ア 各工程の計画、成果を示すドキュメントの作成

各工程において作成を要する各種設計書等の内容については、当該工程に着手する前に本市と十分協議し、完成イメージを共有してから進めること。

また、完成時には本市に対して十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。

なお、本市が作成を不要と認めたドキュメントについては、作成を省略できるものとする。

イ ドキュメントの随時改定

本委託の履行期間末日以前の例えば先行納品済のドキュメント類について、見直しやシステムの改修等に伴い内容の更新が必要となった場合は、本委託の履行期間内に限り、受託者は、最新の状態に更新すること。

また、ドキュメント等の内容を更新する場合は、本市に対して十分な説明を行い、内容の承認を得てから実施すること。

9 運用・保守業務の範囲

(1) 業務の範囲

受託者の定めた外部クラウド環境で運用を行うシステムの運用保守を行う。

(2) 利用者

横浜市空家担当者 92 アカウント（うち管理者 2 アカウント）

(3) 外部クラウド環境

システムを運用する基盤としての外部環境を提案すること。

(4) 設置場所

受託者が準備するデータセンター

(5) LGWAN 接続サービス

LGWAN-ASP による本システムを提供し、各機能が LGWAN 接続端末から利用できる環境を提供すること。LGWAN 回線帯域は 5Mbps とし、接続アカウント数は(2)利用者と同様とする。なお、庁内側で必要なネットワーク機器及びネットワーク端末の設定等は本業務には含まれない。

10 運用・保守業務要件

(1) 運用保守体制を取るべき時間

平日 8 : 30 ~ 12 : 00 及び 13 : 00 ~ 17 : 15 の間の計 7 時間以上。

※年末年始（12 月 29 日 ~ 1 月 3 日）を除く。

(2) 主な業務内容

ア 問合せ対応

本市からの電話及びメールについて、質問回答を行うこと。

イ 軽微なシステム改修

本市で想定する軽微とは、台帳の項目追加、システム画面のレイアウト変更、表記（ラベル）の修正、csv ファイルのカラムの修正、検索可能項目の見直しなどである。

ウ セキュリティ対策

Windows Update、ウイルス対策ソフトの定義ファイル及び更新プログラムの適用、本委託内で調達した既製のソフトウェアのパッチ及びバージョンアップ、その他本システムに内在する全ての脆弱性への対応。

エ ドキュメント修正

イ、ウに伴う設計書やマニュアル等の修正など。

オ 定例報告

運用報告書を用いて、次の(ア)から(オ)の内容を定期的に報告すること。

なお、報告の頻度や報告方法（対面での報告とするか、メール提出のみとするか）については、協議して決定する。

- (ア) ウのセキュリティ対策状況
- (イ) 障害管理、課題管理
- (ウ) 問合せ対応状況
- (エ) バッチ処理の実施状況、オンライン稼働率
- (オ) その他調査事項、依頼事項の対応状況

1.1 納品物件

(1) 提出先・提出方法

ア データ移行用フォーマット（表4の項番イ）

電子媒体2部で本市へ提出すること。データ入力に必要な説明書等もあわせて納品すること。

イ プログラム、実行モジュール等（表4の項番ケ）

本市が指定するサーバ、クライアント端末等へインストールし、電子媒体2部で本市へ提出すること。

なお、本システム開発により作成したプログラムの著作権は委託者に帰属するものとするが、クラウドサービス本体についてはこの限りではない。

ウ 本システムの稼働に必要なソフトウェア等（表4の項番ス）

本システムの稼働に必要な有償ソフトウェアを受託者が用意した場合は、ライセンスを証する書類等を納品するとともに、当該ソフトウェアに付属のインストールメディアや説明書等がある場合、納品すること。

なお、当該納品物が本業務の履行において必要となる場合は、一旦納品した後についても、本市から受託者に貸出を行う。

エ 「ア」、「イ」、「ウ」以外の納品物件
原則として電子媒体2部、紙媒体2部で本市へ提出すること。

(2) 提出物・納期

本委託に係る提出物と納期は表4のとおり。

表4：提出物と納期一覧

項番	提出物	納期
ア	プロジェクト計画書	契約締結日から2週間以内
イ	データ移行用フォーマット	令和2年9月30日まで
ウ	各種設計書	令和2年11月30日まで
エ	システムテスト仕様書兼成績書	令和2年11月30日まで
オ	Webサーバの脆弱性対策報告書	令和2年11月30日まで
カ	運用テスト仕様書案	令和2年11月30日まで
キ	管理操作マニュアル	令和2年12月28日まで
ク	簡易操作マニュアル	令和2年12月28日まで
ケ	プログラムソースコード、実行モジュール	令和3年1月29日まで
コ	試験運用報告書	令和3年1月29日まで
サ	プロジェクト成果報告書	履行期間末日
シ	プロジェクト管理報告書	定例会開催日等、詳細は契約締結後、本市と協議の上、決定をおこなう。
ス	本システムの稼働に必要なソフトウェア等（本契約内で有償ソフトウェアを用意した場合のみ）	履行期間末日
セ	その他、本市が必要とする資料等	契約締結後、本市と協議の上、決定をおこなう。

※納期が同一のドキュメントについては、受託者は、電子媒体の提出を取りまとめても構わないこととする。

ただし、受託者は、その際はラベル面にドキュメント名を印字するなど、紙媒体との紐付けを明確にすること。

※電子ファイルはWindowsにプリインストールされたアプリケーション、Microsoft Office 又はAcrobat DCのいずれかで閲覧可能なものとする。

1.2 特記事項

(1) プロジェクト管理に関する事項

ア 受託者の責めに帰すべき理由により、プロジェクトの期日（各工程のマイルストーン及び運用開始日）までの完了が困難となった場合には、受託者の同意の有無にかかわらず、本市は本委託業務

の契約を変更又は解除する場合がある。

イ 前項において契約を解除した場合にあっては、委託費用の一切を支払わない。

また、契約の解除に起因して、本市又は第三者に損害が発生した場合には、その損害賠償の全額を受託者が負担することに同意すること。

ウ 万一、スケジュールの遅延が発生し運用開始日の延期を余儀なくされた場合(アの契約を変更した場合を含む)、業務手段の代替に必要な費用の一切は受託者にて負担することに同意すること。

(2) 運用・保守費用に関する事項

本システム構築後、令和3年2月1日から履行期間末日までに運用・保守期間を2か月設けているが、運用・保守の費用(税抜き)については本システム構築費用(税抜き)の1/30を上限とする。

なお、本委託にて既製のソフトウェアを導入する場合、運用・保守契約の委託費用には当該ソフトウェアの保守費用(継続してソフトウェアを使い続けるために必要な不具合対策パッチ等の提供を受けるための費用や当該パッチ等を適用するための作業費)及びライセンス費用を含むものとする。

(3) 再委託について

本委託業務について再委託を希望する場合は、契約締結前に受託者及び再委託先の履行体制、業務分担及び工数の内訳を本市に書面で申請提示すること。

また、併せて運用・保守委託業務にかかる体制、業務分担及び工数の内訳の想定案を本市に提示すること。

なお、本市にとって費用面等でメリットが無い場合は再委託を許可しない場合がある。

加えて、本委託業務及び運用・保守委託業務について、安定して取り組める体制であると本市が判断する場合に限り再委託を許可する。

(4) その他

本委託の作業拠点は日本国内に設置し、本市と受託者の責任者、管理者及びその他の本委託作業の従事者が密に連絡の取れる体制とすること。

1.3 適用文書

(1) 「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別添3「委託契約約款」を遵守しなければならない。

(2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別添4「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別添5「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 「Webアプリケーションの作成基準」

受託者は、Web アプリケーションの開発にあたっては、別添6「Web アプリケーションの作成基準」を可能な範囲で遵守しなければならない。

なお、受託者が、別添6で適用出来ない項目がある場合については、本契約締結後、遅くとも詳細設計工程中に本市にその内容や代替策等を説明すること。

(5) 「Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト」

受託者は、Web アプリケーションの開発にあたっては、別添7「Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。